

館長	係	受付

乙亥会館使用許可申請書

令和 年 月 日

西予市長 管家 一夫 様

申請者 氏名 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

住 所 _____

電 話 () - _____

下記のとおり乙亥会館を使用したく申請します。

使用目的				
使用月日	1日利用	連続利用	毎週利用	冷暖房使用
	月 日	月 日 ~ 月 日	曜日	有・無
使用人数	人			
使用時間	時 分 ~ 時 分			
使用品具等			駐車場使用希望	無 有(上・下)
使用施設 (番号に○をつけてください)	使用料			
	基本料金	使用時間	1時間あたりの料金	冷暖房代 料 金
1. アリーナ①	310円	時間×	円+ 円 =	円
2. アリーナ②	310円	時間×	円+ 円 =	円
3. トレーニング室①	300円	時間×	円 / 円 =	円
4. トレーニング室②	300円	時間×	円 / 円 =	円
5. トレーニング室③	880円	時間×	円 / 円 =	円
6. 研修室	300円	時間×	円 / 円 =	円
7. 会議室①	300円	時間×	円 / 円 =	円
8. 会議室②	300円	時間×	円 / 円 =	円
9. 会議室③	300円	時間×	円 / 円 =	円
10. 会議室④	300円	時間×	円 / 円 =	円
11. 多目的室	300円	時間×	円 / 円 =	円
12. 相撲練習室①	300円	時間×	円 / 円 =	円
13. 相撲練習室②	300円	時間×	円 / 円 =	円
			合計額	円

※市外居住者が利用する場合及び営利目的は2倍（市外居住者で営利目的は4倍）
 ※アリーナの冷暖房を使用した場合は、1時間当たり1,000円増

上記のとおり貸与し、使用することを許可する。

令和 年 月 日

西予市長 管家 一夫 ⑩

館長	係	受付

乙亥会館使用料等減免申請書

令和 年 月 日

西予市長 管家 一夫 様

申請者 団体名 _____

代表者氏名 _____

住 所 _____

電 話 () - _____

乙亥会館使用料の減免を次の理由により申請します。

使用施設	アリーナ ①・②	トレーニング ルーム ①・②・③	会議室 ①・②・③・④	研修室 多目的室	相撲練習室 ①・②
使用期間	自 令和 年 月 日 () 時 分 から 至 令和 年 月 日 () 時 分 まで				
使用目的					
減免を受けようとする理由					
減 免 額 の 定 算	項 目	算 定 の 内 訳	金 額		
	正規の使用料		円		
	減免を受けようとする額		円		
	減 免 後 の 使 用 料		円		

※乙亥会館使用(変更)許可申請書に貼付して下さい。

館長	係	受付

乙亥会館使用取消申請書

令和 年 月 日

西予市長 管家 一夫 様

申請者 団体名 _____

代表者氏名 _____

住 所 _____

電 話 () - _____

乙亥会館使用の許可を受けましたが下記のとおり取り消します。

使用施設	アリーナ ①・②	トレーニング ルーム ①・②・③	会議室 ①・②・③・④	研修室 多目的室	相撲練習室 ①・②
申請期間	自 令和 年 月 日 () 時 分 から 至 令和 年 月 日 () 時 分 まで				
取消理由					

館長	係	受付

トレーニングマシン使用者情報登録書

令和 年 月 日

西予市長 管家 一夫 様

申請者氏名

下記のとおり乙亥会館のトレーニングマシンを使用したく使用者の情報を登録します。

フリガナ				
氏名				
性別	男・女	年齢	才	
住所				
連絡先	携帯	— —	自宅	— —
緊急連絡先	— —			
指導者名 または 保護者名		連絡先	— —	
備考				

※中学生の場合は、指導者名または保護者名欄に名前と連絡先を記入してください。

※中学生は、指導者又は保護者同伴でないと使用できません。小学生以下は使用不可。

館長	係	受付

乙亥会館シャワー室使用(変更)許可申請書

令和 年 月 日

西予市長 管家 一夫 様

申請者 氏名 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

住 所 _____

電 話 () - _____

下記のとおり乙亥会館シャワー室を使用(変更)したく申請します。

使 用 目 的	
使 用 月 日	令和 年 月 日
使 用 人 数	人 ※15人以上の団体使用にのみ許可
使 用 時 間	時 分 ～ 時 分
使 用 箇 所	シャワー室(男) ・ シャワー室(女) ・ 力士用浴室
備 考	

上記のとおり貸与し、使用することを許可する。

令和 年 月 日

西予市長 管家 一夫 ⑩